

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回東村山市保育料等審議会				
開催日時	令和元年6月6日(木) 午後6時30分～7時30分				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 石橋会長、當麻会長職務代理、唐見委員、齊藤委員、小関委員、川原委員、泉委員 (市事務局) 瀬川子ども家庭部長、谷村子ども家庭部次長 【子ども政策課】榎本課長、古田主査、上野主査、青柳主事、神原主事 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐、星係長、山根係長 【児童課】吉原課長、竹内課長補佐 ●欠席者： (委員) なし				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 1名
会議次第	1. 開会 2. 報告事項 (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う対応について ・利用者負担額の国制度への対応について ・食材料費の取扱について ・認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減について (2) 小規模保育事業「(仮称) はじめの保育園」の開所に伴う特例措置について 3. 閉会				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3192)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1. 開会 2. 報告事項 (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う対応について ・利用者負担額の国制度への対応について 【事務局説明概要】 ・「東村山市保育所の利用者負担に関する条例」の一部改正については国の幼児教育・保育の無償化に伴う、対応である。					

・国の幼児教育・保育の無償化への対応として「3歳以上児の教育・保育給付認定子どもの利用者に係る利用者負担額を零とする。」旨の内容を追加し、施行日としては令和元年10月1日を予定している。

【委員間討議概要】

- ・国の幼児教育・保育の無償化への対応として改正を行うものであると認識した。
- ・この改正が行われることで令和元年10月以降は3歳以上児の教育保育給付認定者の保育料は0円になるということで理解した。
- ・新制度の幼稚園は保育料が無償となるが、従来制度の幼稚園では他の費用も含めると無償にならないところもあるため、市の補助などを入れていただきたい。

・食材料費の取扱について

【事務局説明概要】

・食材料費については主食費と副食費があり、現状、当市の食材料費の取扱いとしては、副食費は公定価格の一部として給付し、保育料として保護者に一部ご負担をいただき、主食費については当市独自の補助制度を設け対応してきた。

・国では、食材料費についてこれまでも基本的に保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化にあたってこの考え方を維持することを基本とすることが示されており、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする考えが示されている。

・当市としても、国の基本的な考え方を踏まえつつ、国都の動向や近隣他市等の状況に注視しながら、どのような対応をしていくべきか、検討を進めている。

【委員間討議概要】

・現状の主食費、副食費の直接的な保護者負担がないことはとても良いことだと思うので、他の施設類型にも展開いただきたい

・他市の状況も出来るだけ早く掴んだうえで、その中から東村山市のやり方を模索して欲しい。

・認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減について

【事務局説明概要】

・当市では、平成22年度より認可外保育施設等へ通う児童の保護者に対して、一定の補助制度を設け、公的支援が少ないことからその負担を軽減することを趣旨に行っている施策である。

・平成30年9月議会において、「認可外保育施設保護者補助金増額に関する請願」が全会一致で採択されましたことも踏まえ、当市としても、幼児教育・保育の無償化に関わる国都の動向を注視しつつ、請願の趣旨に対応した補助制度の構築に向けて、組織をあげて検討してきた。

・今年度、東京都の認可外の多子世帯に対する補助制度が新設されたことから、それを踏まえて、現状の認可と認可外の多子負担軽減措置が講じられる第2子以降に着目し、対応について検討進めてきた。

【委員間討議概要】

・認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減については請願を踏まえて、無償化の対象とならない第2子以降に着眼し、市としては負担軽減について検討を進めている趣旨と捉えた。

・今回の認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減の検討については、良い方向性だと思うので、認可保育所とバランスを考慮し、市として引き続き検討を進めていただきたい。

・子どもの預け場所によって、保育料が違うことのないよう、補助をもっと考えていただきたい。

(2) 小規模保育事業「(仮称) はじめの保育園」の開所に伴う特例措置について

【事務局説明概要】

・小規模保育事業「(仮称) はじめの保育園」が定員12名で令和元年6月17日に開所する予定となっている。

・平成31年4月1日の保育所等入所申請において、0から1、2歳児を中心として前年度を大幅に上回る申請数となった状況などを受け、適時適切に保育環境の整備を講じていく観点から、可能な限り速やかなタイミングでの開設とさせていた。

・当市の利用者負担額については月額で決定し、利用者の方が負担をしているが、月途中の開所の特例措置として、「東村山市幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の利用者負担に関する規則」の一部を改正し、月途中の開所施設に限り、開所月の保育料を日割り計算とする旨の内容を追加するなどの対応を今回進めてきた。

【委員間討議概要】

・本件、異議なし。

4. 閉会